

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年 6 月 11 日開催 （日本損害保険協会）]

1. 企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会について

- 金融庁は 2025 年 12 月より経済産業省と連携し、「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」を開催し、2026 年 4 月には同検討会における議論を踏まえた報告書を公表した。日本損害保険協会においては、メンバーとして御参加いただくなど、多大なる御協力を賜り、感謝申し上げます。
- 企業のリスクマネジメントの高度化に向けて、損害保険業界においては、精緻なリスク評価やそれを踏まえた適切な引受判断が一層求められている。また、企業の事業内容やプロジェクトの特性を踏まえ、計画の初期段階から対話を行い、必要なリスク移転が円滑に行われるよう支援していくことも重要である。くわえて、損害保険業界が有する知見やノウハウを幅広く提供するなど、企業のリスクマネジメントの高度化に向けた支援策の検討が期待されている。
- 金融庁としては、海外直接付保やキャプティブの利活用を含め、企業のリスクマネジメントやリスクファイナンスに関する選択肢を広げるための環境整備に取り組んでいく考えである。
- 企業のリスクマネジメントの高度化は、企業の事業継続力の向上やキャッシュフローの安定化を通じて、企業価値の向上や成長投資の促進に資するものである。その実現に向けては、企業、保険業界、仲介者、政府といった関係者がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携していくことが重要である。引き続き、御協力をお願いしたい。

2. 代理店の業務品質向上に向けた取組について

- 現在、各損害保険会社では、日本損害保険協会が各損害保険会社の保険代理店指導等を補完する枠組みとして運営する「代理店業務品質評価制度」等を用いて、所属保険代理店に対する業務品質向上の取組を進めているところと承知している。
- 他方、足元において、一部の保険代理店から、「損害保険会社から過度な態勢整備が求められている」「業務品質を理由として突然、委託契約を打ち切

ると言われた」といった声が寄せられている。

- 「代理店業務品質評価制度」は、損害保険会社と保険代理店が対話を繰り返し、保険代理店の規模や業務特性に応じた管理態勢の構築を進めていくものと承知しており、こうした丁寧な対話プロセスを経ずに、委託解除ありきのような対応を行うことは、本制度への信頼を損なうおそれもある。
- 顧客本位の業務運営の実現に当たっては、損害保険会社と保険代理店が信頼関係を醸成し二人三脚で業務品質向上に取り組むことが重要であり、各損害保険会社においては、本制度の運営のみならず、代理店手数料ポイント等、様々な保険代理店の業務品質向上に係る取組において、引き続き代理店との丁寧な対話に努めていただきたい。

3. 保険代理店ヒアリングについて

- 金融庁では財務局と連携し、2026年1月以降、全国各地の保険代理店に対してヒアリングを実施し、保険代理店における改正保険業法等の施行に向けた準備状況や足元で抱える課題等について確認した。
- 準備状況については相応の進捗が見られた一方で、特に2025年8月に監督指針で適用された「過度の便宜供与の防止」に関し、各損害保険会社において過度の便宜供与に該当するとの理由により、保険代理店に対する必要な教育や情報提供が十分に行われておらず、その結果、顧客対応に支障が生じている場合もあるとの声が多数聞かれた。
- 本件は重要性を鑑み、先んじて日本損害保険協会に保険代理店からの声を伝達した結果、2026年4月1日、日本損害保険協会が公表している「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」が改訂され、「過度の便宜供与の防止と、保険代理店の日常的な教育・管理・指導との区別を明確化し、判断・検証する必要」について追記されている。各損害保険会社においては、保険代理店に対して適切に教育・管理・指導を行っていただきたい。金融庁としても、保険代理店の取組状況のみならず保険会社と保険代理店との適切な関係性の構築に向けた取組について、引き続きしっかりとフォローしてまいりたい。

4. 価格転嫁・取引適正化対策に関する要請について

- 2026年3月、足元の情勢等を踏まえ、価格転嫁・取引適正化の促進に向けた以下の要請を発出しており、いずれの趣旨・内容についてもその周知及び

徹底をお願いしたい。

- ・ 「価格転嫁・取引適正化対策に関する今後の取組について（要請）」（2026年3月18日付）
- ・ 「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について」（2026年3月27日付）

5. 2026年2月13日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

- 2026年2月11日から13日の間に開催されたFATF全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランの金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの支店等の設置拒否
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーによるイランにおける支店等の設置禁止
 - ・ イラン又はイランに所在する者との事業関係若しくは暗号資産取引を含む金融取引のリスクに応じた制限
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの新たなコルレス関係構築の禁止及び既存のコルレス関係のリスクに応じた見直しの実施
- これを受け、2026年4月13日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和8年2月13日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。
- 同要請文においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

6. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について

- いわゆる「フロンティア AI」は脆弱性の発見や高度な攻撃コードの生成に優れており、従来は発見が困難であった脆弱性が短期間に大量に発見され得ることに加え、脆弱性の発見から攻撃に至るまでの期間が大幅に短縮され得ることが指摘されている。さらに、スキルの低い攻撃者がフロンティア AI を悪用することで、高度なサイバー攻撃が増加することが懸念されている。
 - 2026 年 4 月 24 日、金融担当大臣主催の下、日本銀行総裁、国家サイバー統括室（NCO）、3 メガバンク及び日本取引所グループのトップを出席者とする「AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議」を開催した。また、2026 年 5 月 14 日には、金融業界と IT 企業、政府・日本銀行等が、AI 技術の進展による脅威について共通の理解を持ち対応を検討するため、実務者レベルの作業部会を開催した。
 - さらに、2026 年 5 月 22 日に日本銀行と連名で金融機関等に対して、フロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について、経営トップを含めた経営層の直接関与の下で取り組むよう要請した。金融機関等においては、AI モデル開発企業の活動状況も踏まえ、迅速に対応を進めることが期待される。
- (参考) 公表 URL : <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260522-5/20260522.html>
- なお、政府全体の取組としては、2026 年 5 月 18 日、NCO が中心となって、AI 性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策に関する関係省庁会議が開催され、重要インフラ事業者等に係る政策パッケージを決定の上、注意喚起等がなされた。こちらについても、特定社会基盤事業者である金融機関を含め、実効的な対策を推進していく観点から御参照いただきたい。
 - 今後も、AI 技術は継続的に進展すると考えられるため、金融機関においては、従来型の対策の延長に止まることなく、攻撃者が AI を悪用することを前提に、防御の在り方そのものを見直す必要が生じている。具体的には、迅速な脆弱性情報の把握とパッチ適用、多層防御や監視・訓練の高度化等を進める必要がある。ただし、フロンティア AI の登場により従来の対策が全て無意味になるわけではなく、むしろこうした対応を効果的に行っていくための前提として、まずは基本的なサイバーセキュリティ対策を迅速かつ着実に実行していくことが不可欠となる。また、サイバー攻撃はあらゆる対策を講じても防ぎきれない可能性があることを前提に、事業継続計画（BCP）や緊急

連絡体制を点検するとともに、サイバー攻撃の顕在化リスクが高まった場合における対応策等に関する意思決定プロセスをあらかじめ明確化しておくことが重要である。経営陣のリーダーシップの下で対応方針を検討し、その実行に必要なリソース（予算・人員）の確保を含め、主体的な関与をお願いしたい。

7. マネロン等及び金融犯罪対策に係る最近の動向

- マネロン等及び金融犯罪対策については、法令やガイドライン等の改正を含めて留意すべき点が多いため、直近の動向をまとめて御紹介する。

＜犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（対面の本人確認方法の見直し＞

- 2026 年 3 月 6 日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、対面で写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類を IC チップ付きのものに限定するとともに、当該 IC チップの情報の読み取りを必須とすること、また、それ以外の確認方法は原則として廃止されることが決まった。
- 2025 年 6 月の非対面での本人確認方法に係る改正と同様に、2027 年 4 月 1 日の施行となるため、各金融機関においては、システム対応等を着実に進めていただきたい。

＜マネロンガイドラインの改訂及び FAQ の公表について＞

- マネロン等対策について、これまで、金融機関においては、マネロンガイドラインで対応が求められている事項について、2024 年 3 月末までに対応を完了させ、マネロン等リスク管理の基礎的な態勢を整備いただいた。
- 預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化や FATF 第 5 次審査のメソドロジー等、金融機関を取り巻く環境変化等を反映する形で、マネロンガイドライン及び FAQ を 2026 年 3 月に改訂し、公表した。
- 金融機関においては、改訂後のマネロンガイドライン及び FAQ も踏まえ、引き続き態勢の維持・高度化に取り組んでいただきたい。

＜有効性検証の事例集更新について＞

- 金融機関が変化するマネロン等リスクに対して態勢を維持・高度化する取組である「有効性検証」については、実施に当たり参考となる考え方や、金

融機関における取組事例集を 2025 年 3 月に公表した。

- 公表から約 1 年が経過した中、金融機関における「有効性検証」の取組を更に促進するため、2026 年 3 月に、これまでに実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を取組事例集に反映し、更新した。
- 金融機関においては、更新した事例集も参考に、引き続き「有効性検証」に取り組んでいただきたい。

8. サイバーセキュリティに関する取組について

＜金融機関のサードパーティ・サイバーセキュリティリスク管理強化に関する調査報告書の公表＞

- 2026 年 4 月 3 日に「金融機関のサードパーティ・サイバーセキュリティリスク管理強化に関する調査報告書」を公表した。重要性が高まっているサードパーティのサイバーセキュリティリスク管理について、米国・EU・英国の大手銀行及び大手保険会社における管理手法等を調査したものである。
- 各金融機関においては、本報告書等を参考に、サードパーティに係るリスク管理の高度化に取り組んでいただきたい。

(参考) サードパーティとは、自組織がサービスを提供するために、業務上の関係や契約等を有する他の組織をいう(例：システム子会社やベンダー等の外部委託先、クラウド等のサービス提供事業者、資金移動業者等の業務提携先、API 連携先)。

＜耐量子計算機暗号(PQC)移行に係る実証実験の実施＞

- PQC 移行は、将来にわたり金融業界のビジネスを維持していくために不可欠な取組である。このため、金融庁においては、金融機関による円滑な移行を支援する目的で、PQC 移行に係る実証実験を実施する。
- 具体的には、①金融庁の委託事業者による一部金融機関へのクリプトインベントリ構築支援、②実証実験で得られた知見をまとめたレポート・手引書の金融業界全体への展開等を実施していく。なお、クリプトインベントリ構築支援の対象機関は決定済で、当該機関及び協会には通知済である。

(参考 1) 耐量子計算機暗号(PQC: Post-Quantum Cryptography)とは、将来、量子コンピュータが実現・普及した場合に、現在広く利用されている暗号技術が解読されるリスクが高まるこ

とを踏まえ、量子コンピュータが実用化された場合でも解読ができないと考えられる暗号技術を指す。

(参考2) クリプトインベントリとは、情報システム内で、どこに、どの暗号を利用しているかを一覧化した資料であり、PQC 移行に取り組むにあたり最初に着手すべき重要な作業。

9. 2026 年 5 月 G7 財務大臣・中央銀行総裁会議

○ 2026 年 5 月 18、19 日に、フランス・パリにおいて G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。

- ・ まず、経済成長を支える安定的で強靱な金融セクターへの強いコミットメントが再確認された。
- ・ 金融犯罪との闘いに対するグローバルな基準設定主体としての FATF の重要な役割が再確認されると共に、FATF 加盟国及びグローバルネットワークによる FATF 基準の効果的かつ適時の実施が求められた。
- ・ 異常気象に関しては、地理的条件や保険の対象範囲などに応じ、国・地域ごとに異なり得る異常気象の経済・金融上の影響の評価に留意すると共に、頑健で粒度の細かいデータの入手可能性の確保、金融リテラシーの向上、リスク予防への投資、保険会社に対するリスクベースの規制と監督の維持、民間市場の能力強化の支援の重要性が強調された。
- ・ ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、資本配分を改善し、資金源を多様化させる一方で、潜在的な脆弱性をもたらし得ることが認識されたと共に、プライベートクレジットの生態系における業界の発展と潜在的なリスクには、継続的なモニタリングが求められることが示された。
- ・ サイバーセキュリティに関しては、サイバーリスクが進化を続け、世界の金融システムの強靱性に対する課題となっている中、共有された対応能力を更に強化し、金融セクターの備えを一層向上させるために、具体的な行動をとることにコミットされた。

○ 今後は、2026 年 6 月 15 日から 17 日にフランス・エヴィアンにて G7 首脳会議が開催される。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

10. 「AI ディスカッションペーパー（第 1.1 版）」の公表について

- 2026 年 3 月 3 日、「AI ディスカッションペーパー」の第 1.1 版を公表した。
これは、2025 年 6 月から 12 月にかけて開催した「AI 官民フォーラム」での議論等を踏まえ、2025 年 3 月に公表した第 1.0 版にアップデートを加えたものである。
- 第 1.1 版では、「AI 官民フォーラム」で共有された知見等を参考とし、
 - ・ AI を顧客向けサービスに活用する場合を念頭に、①設計と事前検証、②顧客への適切な説明・注意喚起、③検証・モニタリング、④ガバナンスの 4 つの局面に分け、それぞれの局面でのリスク低減に向けた取組事例を紹介しているほか、
 - ・ AI の利活用を通じて、業務効率化や新たなビジネス創出を具体的な取組として進めるフェーズに移りつつあり、経営トップが先導して、着実に業務プロセスの改善を進めていくことが期待されること

などの追記を行っており、今後 AI の利活用を進める際の 1 つの参考としていただきたい。

- 今後も、各金融機関では、AI によるビジネスモデルの高度化すなわち「AI トランスフォーメーション」の取組も進んでいくと思うが、その際、リスク管理や法規制等の関係で、御懸念などがあれば、遠慮なく御相談いただきたい。

11. 金融戦略の検討状況について

- 政府では、「日本成長戦略」の取りまとめに向け、17 の戦略分野のうち官民投資を優先的に支援していくべき「主要な製品・技術等」についての「官民投資ロードマップ」や、金融を含む 8 つの分野横断的なテーマについて議論を行っている。
- 金融分野については、2026 年夏までに金融戦略を策定することとしており、「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」（分科会長：片山金融担当大臣）において 2026 年 4 月下旬に骨子案が示された。現在、自民党からの提言等も踏まえ、策定に向けた最終的な調整を進めている。
- 金融戦略のコンセプトは、これまでの「資産運用立国」の取組を更に発展させ、
 - ・ 企業には中長期的な企業価値の向上に向けた成長投資を促しつつ、

- ・ アセットオーナーの受益者や家計が、成長の果実を最大限享受できるようにする、
- ・ そのために、これらをつなぐ金融機関・市場による資金供給・成長支援機能の発揮を強力に促す環境整備を行っていく

ことで「強い経済」の実現に向けた成長投資を促進していくこと、そして、

- ・ 金融システムを支えるインフラがブロックチェーン、AI 等の新たな技術に対応できるようにしていくこととしている。

○ 政府内、自民党内において、具体的な検討はまだ続いており、今後、追加・修正も大いにありうるとの前提であるが、少なくとも、以下4つのテーマに関する諸施策は、取りまとめに入る可能性がある。

- ・ 一つ目は、「17の戦略分野等への成長投資や事業再編・再構築を支えるための金融機関・市場の機能強化」である。銀行等に対する規制緩和等を通じ、金融機関による資金供給・企業の成長支援機能の強化を後押しするほか、多様な商品が取引される厚みのある金融市場の実現に向けた取組を進めていく。あわせて、地域金融機関が地域企業の価値向上と地域課題の解決に貢献できるようとの目的で2025年末に「地域金融力強化プラン」が公表されたが、内容の更なる拡充、具体化を図るべく、検討を行っている。また、17の戦略分野へのファイナンスに関する官民連携の在り方も議論の俎上にあがっている。
- ・ 二つ目は、「企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革」である。企業・機関投資家の双方が、短期主義に陥らず、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を強く意識し、必要な成長投資が実施されていくよう、コーポレートガバナンス改革を進めていく。こうした取組の一環として、企業グループのマネジメント高度化と投資余力確保のため、特別専門保険会社の制度創設を検討することになっている。
- ・ 三つ目は、「経済成長の成果を最大限享受するための環境整備」である。年金や大学等のアセットオーナーに対して受益者の最善の利益を追求した資産運用を促すとともに、それを支える資産運用サービスの高度化を図っていく。くわえて、DC／iDeCoの制度改善等家計の安定的な資産形成を促進するための環境整備を進めていく。
- ・ 四つ目は、「金融システムを支えるインフラへの投資」である。ブロック

チェーンを活用した決済手段やスマートコントラクトの実装・普及に向けた環境整備に取り組むほか、AI 脅威に対する金融分野でのサイバーセキュリティ対策強化について、官民連携で取り組んでいく。

- いずれにせよ、こうした施策を具体的に検討・実施する際には、顧客ニーズも含めて金融ビジネスの現場の状況を把握し、それにあうような政策の検討・実施が必要であり、官民の壁、業態の垣根を越えていけるよう、官民連携で取り組んでいく。

12. 金融リテラシー調査の結果公表について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）は 2026 年 3 月 27 日に金融リテラシー調査（2025 年）の結果を公表した。
- 金融経済教育を受けたと認識している人の割合は、前回調査（2022 年）の 7.1%から、8.7%に増加した。
- 正誤問題の正答率は全体的に低下したが、金融経済教育を受けた人の正答率は前回から上昇した。
- 2028 年度末までに、金融経済教育を受けたと認識している人の割合を 20%まで引き上げるという政府目標の達成には、金融機関の取組を含め、更なる金融経済教育の推進が必要である。引き続き御協力をお願いしたい。

13. 金融機関による J-FLEC 講師派遣活用事例集の公表について

- J-FLEC は、2026 年 3 月に金融機関による J-FLEC 講師派遣の活用事例集を公表した。

（以 上）